

別表六の二(十四)

「22」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除に関する明細書

連 結 事 業 年 度		法人名				
各 連 結 法 人 に お け る	基 準 雇 用 者 数 の 計 算	適用年度に係る連結親法人 事業年度終了の日にお ける雇用者の数	1	各 連 結 法 人 の 合 計	適用年度に係る連結親法人 事業年度開始の日の前日 における雇用者の数の合計 (各連結法人の(4)の合計)	12
		適用年度に係る連結親法人 事業年度開始の日の前日 における雇用者の数	2		基準雇用者数の合計 (各連結法人の(5)の合計) -(各連結法人の(6)の合計) (マイナスの場合は0)	13
		同上のうち適用年度に係る 連結親法人事業年度終了 の日において高年齢雇用者 に該当する者の数	3		基準雇用者割合 $\frac{(13)}{(12)}$	14
		差 引 (2)-(3)	4		調整前連結税額 (別表一の二(一)「2」、別表一の二 (二)「2」又は別表一の二(三)「2」)	15
		(1)≥(4)の場合 (1)-(4)	5		給与等支給額の合計額 (各連結法人の(9)の合計)	16
		(1)<(4)の場合 (4)-(1)	6		比較給与等支給額の合計額 (各連結法人の(10)の合計)	17
	適用年度における	7	税 額 等 計 算	税 額 控 除 限 度 額 40万円×(13) ((16)<(17)の場合は0)	18	
	「22」欄 雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除 を適用している場合 ① 「租税特別措置法の条項」欄:「第68条の15の2 第1項」 ② 「区分番号」欄:「10423」 ③ 「適用額」欄:当該別表六の二(十四)「22」欄の 金額(円単位)			当 期 税 額 基 準 額 $(15) \times \frac{10 \text{又は} 20}{100}$	19	
				当 期 税 額 控 除 可 能 額 ((18)と(19)のうち少ない金額)	20	
				調 整 前 連 結 税 額 超 過 構 成 額 (別表六の二(二十一)「24」の②)	21	
			法人税額の特別控除額の個別帰属額 $(22) \times \frac{(5)}{\text{各連結法人の(5)の合計}}$	法人税額の特別控除額 (20)-(21)	22	
比 較 給 与 等 支 給 額 の 計 算						
連 結 事 業 年 度 又 は 事 業 年 度	給 与 等 の 支 給 額	(24)のうち適用年度に係る 連結親法人事業年度終了 の日において高年齢雇用者 に該当する者に係る金額	差 引 (24)-(25)	適 用 年 度 の 月 数 (23)の連結事業年度 又は事業年度の月数	改 定 給 与 等 の 支 給 額 (26)×(27)	
23	24	25	26	27	28	
調 整 対 象 年 度	平 . . . 円	平 . . . 円	平 . . . 円	—	円	
平 . . .				—		
平 . . .				—		
平 . . .				—		
計						
適用年度前1年以内連結事業年度等における給与等の支給額 (28の計)÷(調整対象年度数)			29	円		
比 較 給 与 等 支 給 額 $(29) + ((29) \times (14) \times \frac{30}{100})$			30			

別表六の二(十四) 平二十六・四・一以後終了連結事業年度分